

入札・見積合せの執行について

1 本案件は、「南北線シェルター保守点検業務」のうち、最初に単価契約部分を除く総価契約部分について、総価にて開札を行います。

2 総価契約部分において、予定価格の範囲内で最も金額の低かった事業者とのみ、「南北線シェルター保守点検業務」に係る以下の単価についての随意契約（※事前に提出していただいた見積書の開披）を行います。

※総価契約部分の入札書のほか、単価契約部分の見積書についても、提出期限（令和3年4月12日（月）17時00分）までに提出願います。

※単価契約部分に係る見積書は、当該案件の総価契約部分の入札に参加される全ての事業者の方に提出していただきますが、総価契約部分の決定事業者の見積書のみ、開披を行います。

【単価契約対象】

- ・「保全技師Ⅲ 昼間（1時間当たり）」
- ・「保全技師Ⅲ 夜間（1時間当たり）」
- ・「サッシ工 昼間（1時間当たり）」
- ・「サッシ工 夜間（1時間当たり）」
- ・「ガラス工 昼間（1時間当たり）」
- ・「ガラス工 夜間（1時間当たり）」
- ・「普通作業員 昼間（1時間当たり）」
- ・「普通作業員 夜間（1時間当たり）」
- ・「鉄骨工 夜間（1時間当たり）」
- ・「ブレース破断補修（1ヶ所当たり）」
- ・「フックボルト取替え（1ヶ所当たり）」
- ・「ガラス（F I Xガラス）（1㎡当たり）」
- ・「ガラス（障子ガラス）（1㎡当たり）」
- ・「ポリカーボネート（F I X）（1㎡当たり）」
- ・「ポリカーボネート（障子）（1㎡当たり）」

3 単価契約の金額の記載について

見積は、総価で行います。仕様書等に示した業務内容ごとの予定数量と単価の積を合計した金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が予定価格の制限の範囲内であることをもって決定するので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。